

指定管理者選定結果概要

1. 審査結果

選定委員会において厳正なる審査を行った結果、指定管理候補者として次の団体が適当であると認める。

指定管理候補者：公益財団法人 取手市文化事業団

指定管理期間：令和8年4月1日から令和12年3月31日まで（4年間）

2. 選定委員会経過

令和7年7月31日	第1回選定委員会開催 選定委員の委嘱及び任命 委員長・副委員長の選出 指定管理者の指定に関する諮問 指定管理者の公募・非公募 申請要項・仕様書・審査基準等の審議
令和7年10月22日	第2回選定委員会開催 資格審査 面接審査 指定管理候補者の選定

3. 選定方針

令和7年度末で今期の指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者の選定を実施することとなった。本市では、選定を実施するにあたり非公募とする方針とした。この方針は、令和6年度に実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、現指定管理者で「公益財団法人取手市文化事業団」の評価を以下のとおり得たことによるものである。

- ・困難な環境下でも安定した運営実績がある。
- ・市民文化団体や市内アーティストなどとの関係や、地域に根差した運営ノウハウを継続する意義が大きい。
- ・現指定管理者のノウハウにより、コスト面でも効果が見られる。
- ・公募による指定管理料の上昇リスクや、市民団体への影響が懸念される。
- ・1,000人規模ホールの運営における安定的な収支実績と管理能力が評価された。

以上、地域との連携、管理委託費用、指定管理料の面から公募に圧倒的優位性があるとは判断できなかった。

一方で、現体制における人手不足や組織の固定化などの課題も認識されており、今後は外部人材の登用、行政との連携強化、外部提案の受け入れ体制整備など取組が求められる。

これらの状況を総合的に勘案し、実績を尊重しつつ、より強固な運営体制への転換を前提とし、非公募方式で選定することが適当だと判断した。

4. 申請団体

公益財団法人 取手市文化事業団

5. 審査方法

取手市立市民会館及び福祉会館指定管理者申請要項（以下「申請要項」という。）に基づき、申請団体から申請資格要件に係る書類（資格書類）及び管理運営の提案に係る書類（提案書類）の提出を受けるとともに、面接審査（申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答）を実施し、その内容を総合的に審査した。

申請要項の審査基準により16項目にわたる審査項目を委員7名が各項目を「十分」または「不十分」で評価した。全体の6割以上が「十分」と評価されることを選定基準とした。

6. 評価概要

審査の結果、全 112 項目中 106 項目（95%）が「十分」と評価され、本委員会は、当該団体を指定管理者候補者として適当であると判断した。

提案内容において評価した点は、以下のとおりである。

- 長年にわたり市民会館・福祉会館を管理運営してきた実績を踏まえた安定した運営体制が確立されており、職員の経験が豊富で地域との連携が深い。
- 自主事業を通じて、市民参加型文化活動の推進に貢献しており、市民文化の振興に寄与できる計画が立てられている。
- 「公平・公正・安全・快適な運営」を基本に、キャッシュレス決済や Web 予約などデジタル化を推進し、利便性の向上と職員の負担軽減を両立させている。
- 少人数ながら安定した運営を行っており、外部研修や専門人材の活用により一定の専門性が保たれている。職員の年齢構成が近いことから、世代交代を見据えた人事計画の策定や、時代の変化に対応した体制の更新、更なる研修の充実を図った運営に期待する。
- 利用者サービスの向上に向け、SNS の活用やデジタルサイネージによる情報発信、アンケートの定期実施、イベントの市内事業者との協働など、地域密着型の取組が示されている。
- 一方で、「職員の配置や勤務体制、研修計画」に関する項目では、委員 3 名から「不十分」との評価があり、今後の改善が求められる結果となった。今後は職員体制や人材育成の継続的な見直しを通じて、将来的な世代交代に対応できる組織づくりを進めることが望まれる。

以上の審査結果を総合的に勘案し、本委員会は、「公益財団法人 取手市文化事業団」を取手市民会館及び取手福祉会館の指定管理候補者として適当であるとの結論に至った。

7. 取手市公の施設指定管理者選定委員会名簿

(取手市立市民会館・取手市立福祉会館)

		役 職 等	氏 名	備 考
1	専門的知識を有する者	税理士・行政書士	高田 等	委員長
2	市職員	副市長	伊藤 哲	副委員長
3	学識経験を有する者	東京芸術大学 大学美術館 特任准教授	大内 伸輔	
4	学識経験を有する者	取手美術作家展 代表	柴田 克哉	
5	市職員	総務部長	吉田 文彦	
6	市職員	財政部長	田中 英樹	
7	市職員	教育部長	飯竹 永昌	